

令和4年2月18日

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会  
次世代法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の活躍に必要なワークライフバランスの考え方を大切にし、全職員がその能力を発揮でき、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1：残業時間の削減に向けた取組みをすすめます。

<取組内容>（令和4年4月～）

- ①ノーカンガルの継続実施（月3回設定）
- ②管理職主導で、管理者・係長と連携して各職員の勤務時間、業務内容の管理を徹底し、業務の優先順位付けや業務分担の見直し及び対象職員との面談を行う。

目標2：年次有給休暇の取得率UP、正規職員の夏季休暇取得率100%

<取組内容>（令和4年4月～）

- ①4/1付で10日以上付与された職員のうち、正規職員については年度内に10日以上（夏季休暇含む）の取得率を100%にする。非正規職員については、年度内に7日以上の取得率を100%にする。

（当該年度内の初付与者及び試用期間中の職員の夏季休暇については除く）

目標3：管理職に占める女性の割合を25%以上とする

<取組内容>（令和4年4月～）

- ①管理職として求められる視点や役割、知識を身につけるために必要な研修情報の定期的な発信をする。
- ②主任や係長に対し、各上位職の者がその役職に求められる視点や知識等が学べるような意識づけと機会を設け、昇格へのモチベーションを高める。また、管理職への育成につながる研修等への参加を促す。